

消費生活センターだより

第11号
平成27年9月

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階） 電話 0479-63-7272

『くらしのセミナー』に参加してみませんか？

消費生活センターでは、くらしに役立つ知識や情報を、専門家の講義によりお届けする『くらしのセミナー』を開催します。ぜひ興味のあるテーマに参加してください。

1

食品表示からわかること～からだに良い食べ物・悪い食べ物～

9月29日（火）午後1時15分～午後3時（場所：第二市民会館）

4月から始まった機能性表示食品制度や、アレルギー表示、食品添加物など、ご自分に合った食品を選ぶために必要な知識をやさしく解説していただきます。

講師：食品表示検定協会認定講師



2

JARO に聞く「失敗しない買い物」のための広告の見方

11月30日（月）午後1時15分～午後3時（場所：青年の家）

テレビ通販やインターネット通販などを利用するとき、広告や表示は商品選択の決め手の一つです。事例を通して問題のある広告について知っておきましょう。

講師：公益社団法人日本広告審査機構（JARO）

3

シニア世代のお金の話～今から始める家計の見直し～

12月15日（火）午後1時15分～午後3時（場所：青年の家）

仕事や子育てに一段落したとき、安心して暮らせるよう、生活設計や家計の見直しについて考えます。

講師：千葉県金融広報アドバイザー



1回だけの参加もOK

申込：電話かFAXで消費生活センターへ申し込んでください。FAXの場合は、講座名・住所・氏名・年齢・連絡先電話番号を記入し送信してください。

（電話）0479-63-7272 （FAX）0479-64-2026 受講料無料

弁護士・司法書士の借金・ヤミ金融相談会

10月3日（土）午前9時～午後4時

会場：青年の家

相談：1人1時間

事前予約制・相談無料

予約：消費生活センター

電話：63-7272・62-8019

出張消費生活センター

10月10日（土）干潟公民館

11月14日（土）海上公民館

時間 午前9時～午後4時

※予約は不要です。電話相談は行っておりません。直接会場にお越しください。

裏面の[こんな相談がありました～光回線サービスの乗り換え～]をご覧ください

こんな相談がありました No. 11 ～今より安くなる？光回線サービスの乗り換え～



Q 「今お使いの大手電話会社との光回線契約を変更すると、月々のお支払いが500円程度安くなり、現在2枚届いている領収証も一本化できる、只今キャンペーン中なので現在の契約の解約手数料も当社が負担する、工事也不要だ。」と自宅に勧誘の電話があり、安くなるならと了承した。

条件も良かったし安くなるならいいと思い、その時は安易に了承してしまったが、後で冷静になって考えると本当に安くなるか不安になり、家族にも反対されたので解約したい。



A 切り替え前であれば、無償で解約出来る場合があるので、まずはご自身で直ぐ解約の申し出をするよう助言しました。

後日、「解約する理由を聞かれて困ったが解約できました、契約書面が後日郵送で届くがそれはストップできなかったの届いたら破棄するよう言われました。」と報告を受けました。

電話で「はい」と言っただけでも契約は成立します。電気通信サービスには、クーリング・オフの適用がないので、十分検討することが大切です。本当に安くなるのか、マイナス面も考慮し、事前に契約内容の書面をもらって確認しましょう。分からない事は面倒がったり恥ずかしがらず、分かるまで何度も質問してください。電気通信事業者は、利用者の知識や経験等に配慮した説明をするよう努力しなければなりません。勧誘を希望しない場合は、電話会社に再勧誘停止の申出ができます。

光回線サービスの乗り換え（光コラボレーション）

大手電話会社が光回線サービスの卸売を開始し、たくさんの事業者が光回線サービスを提供できるようになりました。プロバイダ、携帯電話やスマートフォンと同時に契約すると割引になるセット割等様々なサービスで勧誘が行われています。転用という簡易な手続きで乗り換え可能で、今後益々販売促進が予想されます。

電気通信事業法では、事業者が勧誘時の契約内容の説明義務があると定めています。困った時は消費生活センターに相談してください。

確認ポイント

- ◆契約内容は把握していますか（事業者名、月々何にいくら支払い、具体的にいくら安くなるのか、月額利用料以外に必要な支払いはあるか等）
- ◆サービス乗り換えでメールアドレスが変更になっても良いですか
- ◆今の契約をやめる場合の契約解除料の発生、新規契約となることによる電話番号の変更等の不利益事項は確認しましたか
- ◆セット割引の場合、一方のみの解約ができますか
- ◆オプションサービス等は引き続き利用できますか 等々

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

